

蕨市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約(当該物品に係る役務の提供又は消耗品の供給が含まれる契約を含む。)で、商習慣上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であると認められるもののうち、規則で定めるもの

(2) 情報システム、機械設備その他の物件に関する役務の提供を受ける契約で、著作権、特許権その他の排他的権利に係るもの又は特殊な技術や専門的な知識を必要とする業務に係るもののうち、規則で定めるもの

(3) 翌年度当初から継続的な役務の提供を受ける契約で、初期投資又は熟練等の準備期間を必要とする業務に係るもののうち、規則で定めるもの

(長期継続契約の期間)

第3条 前条各号に規定する契約の期間は、5年を超えない範囲内で規則で定める。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成18年12月20日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日以後の日から債務が履行される契約から適用する。